



「つくる会」訴訟ニュース no.4

第2回口頭弁論

2月25日(火)、13:30～、東京地方裁判所7階、712号法廷

前回同様、終了後に報告集会を開きます。
会場は、日比谷図書文化館(日比谷公園内)
の小ホールです。東京地裁からは徒歩6分
程度です。こちらにも奮ってご参加下さい。



今号では、昨年12月24日の第1回口頭弁論の際、原告側が朗読した陳述書の全文を掲載します。

陳述書

2019年12月24日

長沼 宗昭 ㊞

私は、個人原告14名および「新しい日本大学をつくる会」からなる原告団を代表して、しばらくお時間を頂き、次の三点についてお話ししたいと思います。

まず第一に、そして最も強く申し上げたいことは、この訴訟は、私どもの私的な利益のために起こしたのではなく、被告らが日本大学にもたらした損害の一部を日本大学に対して補填せよ、と請求する訴訟であるということです。私立大学といえども、教育と学術研究を使命とし、社会に対して責任を負うべき公器です。しかし日本大学は、いつの頃からか在るべき公器としての姿を忘れ、しかも内在すべき自浄機能をも失ってしまった、と思えてならないのです。その歪みを正すべく司法の力をお借りしたい、と考える次第です。

私は、1979年に日本大学法学部に専任教員として着任し、昨年の3月末に退任するまで西洋史の講義を行ってまいりました。さらに今日に至るまで、日本大学文理学部の大学院で、非常勤教員として教鞭をとっております。私以外の原告も、全員がかつて日本大学において教壇に立ち、あるいは現在もなお非常勤教員として教育に携わっております。なかには日本大学を母校とする者もおりますし、また私のように出身ではなくとも永年にわたって勤務し、職場としての日本大学に愛着を感じている者もおります。

そうした私どもにとっても、昨年5月6日に起きたいわゆる「アメフト事件」は衝撃的な出来事でした。その後の経過については訴状に詳しく述べましたが、田中英壽理事長をはじめとする被告らの、あまりにも不適切、かつ無責任な振る舞いについては憤りさえ覚えました。その間、日本大学教職員組合が事態の徹底究明と、被告らの辞職を求める教職員の署名集めを行い、また学生有志が田中被告による公の場での説明を求める要望書を提出しましたが、日本大学は一向に誠実な対応をしようとはしませんでした。しかも残念なことに、学内からはこれ以上目立った批判の

声は挙がりませんでした。であるなら、日本大学と密接な関わりを持ち、何らかの愛着を感じつつ、現在の在り方に憤りを感じている私たちが、一步踏み出すしかないと考えたのです。また本年5月17日に成立した私立学校法の一部改正も、私どもの背中を押してくれました。来年の4月1日施行ではありますが、何人でも学校法人の財産目録等の閲覧を請求できるとして現行法の利害関係人の枠を取り外しました。この改正を知った時点で、私どもであっても、日本大学の歪みを正すという、いわば公的な目的のために提訴することは充分許される、と確信できたのです。以上が第一点です。

第二に、被告らの管理責任の問題です。現行私立学校法では、理事長は学校法人の業務を総理し、理事は理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する、と定められています。こうした重責を担う当事者は、自ら果たすべき義務を怠った結果、学校法人に対して社会的・経済的損害を与えた場合は、その責任が問われるべきである、ということです。説明責任も、当然無視するわけには参りません。

昨年5月20日、田中被告は、理事長としての見解を問う週刊誌の記者に対して「何を俺が関係あんだよ。部が責任を持ってやるんだよ。俺は相撲部だからね。」と答え、同氏の無責任さを社会に対して広く印象づけました。しかも事件発生から今日に至るまで、すでに1年半以上たちましたが、この間一度も記者会見を開くことなく、自らのことばで公的に語り、事件の再発を防ぐための取り組みについて説明することを避けてきました。

また、昨年末には日本大学医学部での不正入試も明らかになり、その「入学者選抜における不適切事案」と「学校法人の管理運営が適性を欠くもの(アメフト問題での不適切な事後対応)」とを理由として、私学助成金が約33.5億円減額されました。このように、日本大学におけるガバナンスの不全、コンプライアンスの不備が白日の下にさらされる中で、結果として日本大学の評価は低落し、さらに今春の受験者数の大幅減という事態に至ったのです。受験者数減による経済的損失は必ずしも定量的に明示しうるものではありませんが、決して小さなものではなかった筈です。いずれにしても、被告らが善き管理者として払うべき注意を欠き、行うべき義務を怠った結果、日本大学に対して巨額の損害を与えたのです。田中英壽日本大学理事長をはじめとする被告らの責任を不問に付せば、それは著しく社会的正義を欠くこととなります。

第三に、暴力の問題があります。数年前から、様々なメディアで反社会的勢力と田中被告との関係が指摘されてきました。しかし田中被告は、そうした報道に対して名誉毀損で訴えるなど、法的、かつ具体的な反論を一切行ってきませんでした。私どもには真偽のほどを判定する術はありませんが、反論しない以上、そうした関係が実際にあるのではと疑わせることになり、また学内にあっては理事長への批判を委縮させ、多少なりとも存在する批判への牽制手段ともなってきたのです。教育と研究の場である大学にあっては、そうした疑惑であってすら存在を許すべきではありません。

最後に裁判所に対してお願いがあります。上で触れましたが、私立学校法の一部改正の趣旨は、私どもの提訴内容とまさに合致するものと思われます。すでに変化の兆しが見えてとれますので、そうした動向を視野に収めたご判断を頂けるものと期待しております。